

電波法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1. 電波監理審議会の機能強化関係

(1) 利用状況調査及び有効利用評価の実施に係る制度整備（電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）の一部改正）

①電気通信業務用基地局等に係る調査の規定

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の電波法（以下「新法」という。）第26条の2第1項において、i）電気通信業務用基地局及びii）電気通信業務用基地局以外の無線局について、利用状況調査を行うこととされたことを踏まえ、調査事項等を変更する。

②利用状況調査の調査区分に係る事項の規定

新法第26条の2第1項第1号及び第2号の規定に基づき、利用状況調査の調査区分を規定する。

③有効利用評価に係る評価事項の規定

新法第26条の3第1項第4号の規定に基づき、有効利用評価の評価事項を規定する。

④電波監理審議会による有効利用評価の結果の概要の公表手続の規定

新法第26条の3第4項の規定に基づき、電波監理審議会による有効利用評価の結果の概要の公表手続を規定する。

(2) 電波監理審議会の議事手続等に係る制度整備（電波監理審議会議事規則（昭和27年郵政省令第24号）の一部改正）

新法第99条の15の規定に基づく電波監理審議会令において、特別委員及び部会を置くことができることとされたこと等に伴う改正を行う。

2. 携帯電話等の周波数の再割当制度関係

(1) 周波数の再割当てに係る電波の有効利用の程度の基準（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第11条の2の6の新設）

新法第27条の12第2項第1号の規定に基づき、周波数の再割当てに係る電波の有効利用の程度の基準を規定する。

(2) 既設電気通信業務用基地局の免許人への意見の聴取の規定（電波法施行規則第11条の2の7の新設）

新法第27条の12第4項の規定に基づき、既設電気通信業務用基地局の免許人への意見の聴取手続を規定する。

(3) 既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす影響の調査の規定（電波法施行規則第11条の2の8の新設）

新法第27条の12第5項の規定に基づき、既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす影響の調査手続を規定する。

(4) 開設指針の制定の申出に係る制度整備（電波法施行規則第11条の2の9及び第21条の2の新設）

①開設指針の制定の申出手続の規定

新法第27条の13第1項本文及び同項第6号の規定に基づき、開設指針の制定の申出

手続を規定する。

新法第27条の13第1項ただし書の規定に基づき、申し出ることができない者を規定する。

②開設指針の制定の要否に係る勘案事項の規定

新法第27条の13第2項の規定に基づき、開設指針の制定の要否に係る勘案事項を規定する。

③既設電気通信業務用基地局の免許人及び申出人への意見の聴取の規定

新法第27条の13第3項の規定に基づき、申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人への意見の聴取手続を規定する。

(5) 開設計画の認定の有効期間の変更（電波法施行規則第9条の2の改正）

新法第27条の14第7項の規定に基づき定める認定の有効期間を10年（周波数移行が必要とされる場合には、20年を超えない範囲内で総務大臣が別に告示する期間）に変更する。

(6) 公示する期間内に免許申請することを要しない無線局の変更（電波法施行規則第6条の4の改正）

新法第6条第8項を適用しないこととする無線局から、認定開設者が開設する特定基地局の通信の相手方である携帯端末を削除する。

(7) その他

①周波数の使用期限を定めた場合の既存免許人の免許の有効期間（電波法施行規則第9条の改正）

新法第13条の規定に基づき定めている免許の有効期間について、免許の有効期間を5年に満たない期間とすることができる場合として、開設指針により周波数を割り当てることが可能な期間が5年に満たないときを追加する。

②終了促進措置のために提供する情報の変更（電波法施行規則別表第2号の2の3の改正）

新法第25条第2項において、総務大臣は、終了促進措置を行おうとする者の求めに応じて、既存無線局に関する事項に係る情報を提供することができるとしているところ、今般の法改正により終了促進措置の対象が拡大されたことを踏まえて、提供する情報を変更する。

③その他改正法の施行に伴う規定の整備

条ズレ等によるハネ改正、様式変更等を行う。

3. 施行期日

改正法の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。